

国家戦略特別区域法成立！！

労働者保護ルール改悪阻止に向け社会的運動を全力展開

国家戦略特別区域法が12月7日に成立しました。同法には、雇用関係として※①個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助を国が行うとする規定と、※②一定の要件を満たした有期契約労働者に関する、労働契約法の無期転換権に係る通算契約期間の在り方等（有期雇用の特例）について、政府に対し検討を求める附則が含まれました。①は2014年4月12日までに施行、②は政府に2014年の通常国会に法案の提出求めています。

民主党厚生労働部門会議は内閣官房（ワーキンググループ事務局）とのヒアリングを複数回集中的に実施しました。その結果、同法には解雇の金銭解決とホワイトカラーイグゼンプションは含まれませんでした。政府の諸会議は、労働者保護ルール改悪への動きを一向に止めていません。連合・神津事務局長は、談話で「連合は今後も労働者保護ルール改悪阻止に向けた社会的運動を全力で展開する。」と述べました。

【これまでの経緯】

- ★4月17日：産業競争力会議で竹中平蔵議員が「立地競争力の強化に向けて」を提起。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai6/siryou14.pdf>)
- ★5月10日：具体的な制度設計等の検討のため、国家戦略特区ワーキンググループを内閣官房に設置。
- ★9月20日：雇用についての特区ワーキンググループが特例措置を提案。
解雇の金銭解決、有期契約労働者の無期転換権事前放棄（有期雇用の特例）、ホワイトカラーイグゼンプション。
- ★10月18日：「国家戦略特区における規制改革事項等検討方針」では、解雇の金銭解決とホワイトカラーイグゼンプションは除外された。
- ★11月5日：法案を閣議決定し国会へ提出。
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/h25_kettei_gaiyo.pdf)

【国家戦略特別区域法の問題点】

- ※①事業主に対する援助（国家戦略特別区域内で新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に、情報提供、相談、助言、その他の援助を行う。）
 - ・個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助と都道府県労働局による助言・指導との違いが不明確。両者の食い違いが起きかねない。
 - ・事業主に対する相談・助言等の援助が、準司法機関的に実質的な解雇の可否判断を行うような運営をされる懸念がある。
- ※②有期雇用の特例
 - ・特区法にもかかわらず全国制度としての有期雇用の特例について政府に検討を求めている。
 - ・改正労働契約法の無期転換ルールについて、施行1年も経たないうちに、特定の労働者への適用に関する検討を行うこと。